

事務局

（東京都江戸川区の学校選択制スケジュールについて、フロー図を説明）

今説明しましたのは、特殊な例でして、東京都でも江戸川区のようなやり方は他の区ではあまり見受けられません。江戸川区の指定校変更の基準は、例えば通学距離が近いとか部活動とかは指定校変更では一切聞かないと。そういうご希望があれば選択制で出してくださいというすみ分けをされています。他の区はどうなっているかと言いますと、まず、この間流れをご説明させていただきましたように、選択制をまず行くと。それで一時的に就学校が決まるわけですが、いわゆる就学通知書を送ってから、就学校変更の希望があれば受け付けをするというのが一般的でして、聞くタイミングをいつにするかというところなのですが、ただ結果としてですね、後から聴いてそれが聴けていないという状況にはなっていない、と聞いています。ご本人さんがこういう形で困っているという事由があつてですね、指定校変更の届け出があれば、基本的にはそれをできる限り聴くという形で今のところ対応出来ていますということを、他の区の教育委員会に聞いております。これは事務処理としてどう聴くのか、というところがあるかと思います。うちも仮にやる場合は、受け入れ人数をどのように設定するのか、というその考え方を整理すればですね、他の教育委員会がやっていますように、まず選択制を聴いて、それから指定校変更を聴くという形でも対応できるのかと思います。江戸川区のやり方では、時期的にほとんど夏休みに入った頃に終わっていますので、最初からこのやり方をしますと時期が非常に短い期間に色々動きますので、保護者も含めて非常に混乱することになるかと思います。うちの場合は、東京の分で入っていないのは、例えば障がいのあるお子さんの対応、これは東京とうちとでは置かれている状況が根本的に違いますので、この障がいのあるお子さんに関して、この間の議論で、これまでの経緯を含めて丁寧に聴く仕組みづくりをしていかないといけません、さらにこれが乗ってきますと2重3重に動くこととなりますので、将来はわかりませんが最初からこれが事務的に良いのかどうかは、まだ区のご意見もお聞きしないといけません、課題はあろうかと思います。考え方としては、こういう考え方もありますけれども、江戸川区のほうが一般的にされているのか調べましたが、他の区ではほとんどこのようなやり方を取られていませんでしたので、例外的なやり方になるのかと思います。前回、ご議論になりましたので、改めて事務局から江戸川区の教育委員会に尋ねてみました。概要としては今ご説明したとおりになっております。

委員

ただ、事務よりも基本的な考えをどうするのか、ということが大事なことなんですね。事務的に不可能だからということは後の議論にしないと。立場としてはこういう人達をどういうふうに扱うのかということがまず考えられる。それに応じた適切なやり方というの

はどういうやり方か。大阪パターンのように全く別枠で相談するのを制度的にきちんと作るか、それともこのような指定外就学という中に織り込んでいくのか。これは、次のステップの議案になると思う。

委員

私も先の委員の今のご意見に全く賛成ですね。この前、この資料をお願いすると申し上げたので、コメントすると、この中学校、特に江戸川の中学校入学までの流れというこのプロセスは私の理想に近いというと言弊があるかもしれませんが、こういうのを選択肢に入れるべきだという理想には限りなく近いと考えています。ただ、問題があって、前回も様々な議論になったように、障がいのあるお子さんの場合とか、やむをえない事情については、この通学区域外の学校を希望と、それから特別な事情により通学区域外の学校を希望するということで希望を提出することになっておりますが、この希望の提出の仕方をもう少し工夫をすれば、前回は同時並行という考え方を話したわけですが、全保護者・全児童に対する希望調査をすべからく行って、その中で特別な事情についても伺いをして、そういう希望を踏まえたうえで、このプロセスを、このフローチャートでほとんど良いと思いますが、進めていくということはあるだと思います。ただ、それは私の意見ですので、先ほどのこの整理のペーパーでいうと、どうしても学校選択制か指定外就学かという、2者択一のようなまとめ方になってしまっているのも、第3の案というふうに戻り申し上げたのは、まさしくこういうプロセスも、各区の選択肢に入れてもらいたいということです。その際に実務的にどうのこうのというのはですね、それはスタートを早くすれば良いだけの話であって、それほど大きな問題ではないと思います。

事務局

この制度設計の中で考えられるのは、選択制を実施して、指定校の変更も同時に緩めると。だからそれは両制度をどのように運用するのか、並行してやるのかどうなのかという今の問題、それは十分考えられる事ですし、区によれば、うちは選択制で限りなく保護者の意見を聴いてしまいますと、指定校変更の緩和ではありませんというのも一つのやり方ですし、反対に、指定校変更の緩和で保護者の意見を聴きますというのもやり方ですし、保護者の意見集約をして、従来のこれまでの制度が一番良いですという整理の仕方もあります。熟議の結果では、ちょっと今日はすべて挙げておりませんが、考えられる案はすべて挙げていきたいと思っております。考えていますのは、教育委員会でもどの案が良いとかどの案が悪いとかではなく、それぞれの案をすべて並列的に書かせていただいて、区長さんも含めた区民の意見集約を踏まえて、どの区ではどれが一番良いのかというのを整理していけばどうかと考えております。

事務局

(東京都江戸川区の学校選択制スケジュールについて、フロー図を説明)

補足させていただきますと、江戸川区のほうもクラブ活動とか距離が近いとかは指定校変更では聴かないと。これは江戸川区も荒川区も選択制において聴いている中身は共通的なものがあります。聴き方の時期が異なっているということです。

委員

今、荒川区と江戸川区を見ていまして、この制度はよく理解していますけれども、学校の1クラス40人から35人に変わっているんですね、1クラスの受け入れ人数が。東京の場合はもう以前から選択制をやっていて、40人から35人制に変わったことにも何とか対応していると。大阪の今受け入れる施設の状況で、人が増えているところで35人制になって、受け入れられないという状況で選択制をやったとしても、人が増えているところで実際選択できないじゃないかということがかなり懸念されるのではないかと。ですから今部活動とかを選択制で、抽選で外れるかもしれないけれども、そこで希望を叶えたいということがあっても、現実問題として受け入れ枠がほとんど無いという状況が発生するのではないかと考えています。それについてはどうですか。

事務局

うちは、学級編制は1・2年は35人編制になっておりまして、3年生以上が40人になっています。東京に比べて、この選択制で学級編制が大きな影響があるとは今のところ考えられません。この間言っております施設的な面も1・2年生は今後も35人編制、これを前提としたクラス数の算定をしておりますので今のところその心配はありません。将来、例えば4年、5年、6年と40人学級から35人学級になれば、教室をどうするかという問題がありますが、現時点ではそこは無いと思っています。ただ本市の場合も区によって施設状況が全然違います。区によってどれだけの受け入れ人数を出す事が出来るのかというのがあることは事実ですし、例えば区によっては1クラス35人、あるいは40人という人数を受け入れ人数として最初から保護者に提示出来るという学校があることも事実です。その学校の差はありますのでそういう意味で言いますと、今後受け入れ人数を各区の実情に即して区長さんに見ていただいて整理していくというのが現実的かと思います。委員会としては、当然、受け入れがここまで出来るのに無理やり下げるということは必要無いと思います。事務局として一番心配なのは、こういう制度をしてきっちりと受け入れが出来るかどうかで、受け入れが出来なければ保護者、子どもに迷惑をかけることになりますので、その事態が発生するか発生しないかが一番気になるところです。区によってそこまでしっかりした人数の受け入れが提示できるという学校、地域に関しましては、それを提示したら良いのかと思います。この辺の状況は東京都区部と大阪市とで大きく異なっていることはあり得ないのではないかとというのが事務局の認識でございます。

委員

2点あります。先ほどの委員が仰ったような、実際には受け入れ出来ない学校が多いのではないかという話で、大阪市内で言いますと、あそこの学区は良い学区だというふうに噂になっているところは、不動産でも人気が高いと思います。あの学校があるからそのマンションは人気があるということで、すでにそういう学校はキャパが一杯なんですよ。それで新たに学校を学校選択制で選ぶことは、恐らくできないと思います。その枠がもう無いので募集が出来ないと思います。そうすると区内で学校選択制が解禁になったとしても、実際にはあの学校に行きたかったけれどあの学校に行けないのであれば意味が無いということにもなりかねない。そういう実情が恐らくあるので、受け入れ人数とかキャパのことで言うと学校選択制はちょっと保護者にとって意味を成さないというところがあるのかと思います。それからもう1点は、荒川区のほうの流れですけど、江戸川区のほうでちょっと問題だと思うのは、指定外通学の希望を出すのが小学校だと7月ですよ。さっき仰っていたように、大阪市の場合は、障がいのあるお子さんについて事情をよく聴くということがありますので、7月の時点だと幼稚園の年長さんとかですよ。そうすると、まだ障がいの程度だとか、どういったことが問題になってくるのかというのがよくわからない親御さんが多いと思います。ちょっと早すぎるから判断がつかないまま申請が間に合わなくて、本当はいろんな事を聞いてもらいたかったけど聞いてもらえなかったとかいうことが、3月が近づいてきたら起こってくるという問題点もあると思います。一方で荒川区だと、指定外就学の希望を聴くのは学校選択制の抽選が終わった後になりますので、基本的に今、指定外を聴くというのは特段の事情がある場合だと思いますけれど、例えば学校が近い学校に行きたいとか、クラブ活動を選びたいという事以上の特別に扱わないといけない事情というのがあると思います。それについても一緒に学校選択制の抽選の後ということになりますと、本当に指定外就学を認めないと後回しにされる危険性があります。例えば大阪府で実施する場合に、全市で指定外就学の、実際に看過できない事情というのを徹底して挙げて、それは必ず学校選択制よりも優先して聴くということにしないと、キャパの問題がありますので。指定外就学だと今まで必ず聴いていた運用になっていたと思いますので、そういうふう実際にしないと、もう学校選択制で一杯だから聴けませんということになりますと、とても、、、学校選択制を実施する区では例えば部活動なんかについては意見を聴かなくても良いというふうになるかもしれませんし、また隣接の近い地域の学校に行きたいということも学校選択制で出来るのであれば、指定外就学の許可基準というのを2枠作って、一番守らないといけない全市で実施する基準と、学校選択制を実施するところと指定外を実施するところのような、2つの基準のような作り方というのはどうなのかと思いました。

事務局

今のお話で、まず施設面はもう区によってまちまちでございます。我々も今、実際にやれば個々学校ごとにきっちり受け入れ枠が何人か、そこの考慮はしますが、学校によっても年度ごとによっても提示できる人数は結果的に増減してしまうのかと思います。基本的に学級定員が小学校 1 年生は 35 人、それ以外の学年は 40 人となっておりますので、そことの関係で、たとえ同じ 4 クラスであっても 120 人をちょっと超えていても 4 クラスになっていきますし、例えば 150 何人でも 4 クラス編制になっていると。その差で 20 人 30 人出ているので、そこは学校によって違いますので、単にクラスだけでは判断できないものがあります。それともうひとつは、これはどこまであるかわかりませんが、保護者の希望がどのように出されるのか、基本的にはこちらのほうから事前に見て一杯ではないかという学校から、ひょっとしたら何人かの保護者が別の学校を希望するということも、理屈上は考えられますから、それで例えば 5 人 10 人が出ますと反対に 5 人 10 人の枠が空くということもありますので、それは実際に蓋を開けてみなければわからないということです、そのへんはやりながらの対応になると事務局は思っています。これ以上のことは中々我々も想定は出来ないかと。それから、指定校の変更も正直言いまして、今、委員が仰った考え方も一つの整理ではないかと思います。指定校変更で、本当に困っている方をどう救済するか、どう救うのかは大きな重点ですので、教育委員会義で揉ませてもらいますけれども、単に指定校変更の基準を列挙するだけではなくて、それを区分していく、あるいは優先順位を付けていくと。その中で優先順位の高いものを、聴くタイミングもそれに区分けしていくと、いろいろな考え方はできようかと思いますので、そのへんは今後も教育委員会内部でも、区長さんの意見も聴きながらですね、どれが一番保護者に安心を与えられるのかという観点から、整理をさせていただいたらどうかと思います。この場では今、委員から一つのご意見をいただきましたけれども、こういうプラン、考え方があるのではというご意見があれば、挙げていただけたら非常に助かるところです。

委員

今日は、この章立てについて議論をする、で良いですね。あまりこれに深入りすると、、、。

事務局

そうです。その中でこれの議論もしていただけたら。よろしくお願いします。

委員

先ほどの委員の意見でもありました、この資料の 4 ページでかつこ 6 のマル 2 で、A 区は学校選択制を実施する、B 区は実施しない。ここは、先ほども言われていましたけれども、実際、隣の区は選択制を実施したけれど、こちらの区は実施していないという話は非常に問題があると思うのがまず 1 点と、あともう 1 点が、校長先生の権限を強化するというと

ころがやはりこの文面に盛り込まれる必要があるのではないかと考えています。以上 2 点です。

事務局

かつこ 6 番に関しましては、考え方としてそういうのもあるかと思いますが、現実問題としてこの問題は、どう運用していくのかは非常にいろいろ課題があるのかと思います。これは当然教育委員会だけでは整理できる項目ではございませんので、むしろ区のほうで区長さんを中心にどうしたら良いのかという形で、場合によりましたら、最初のスタート時点ではちょっとまだ整理出来ていない、例えば 2 年目 3 年目に制度替えをしなければならぬということも場合によっては出て来るのかと思います。なるべくスタート時点までに整理することが望ましいと思いますけれども、マル 1 番、マル 2 番と書いていますけれども、詳細に見ていきますとそれ以外の事項も出てくるのかと思いますので、今一度、事務局で整理をさせていただきたいと思っております。それから校長さんの権限と言いますか、メリットでもいろいろ書いてありますが、ここは書ききれいていませんけれども、東京都の方でも学校への支援体制という、教育委員会なり行政サイドからの、それが例えば予算面とかでやっている区があることは、これは事実でございます。そのへんが項目として抜けているところもありますので、そこは事務局のほうでどこに入れるのか入れないのかも含めまして考えさせていただきたいと思っております。それか、ここに入れたら良いのではないかというご意見がありましたら教えていただきたいです。今の委員の意見につきましては、事務局のほうでも考えさせてもらいます。

委員

それは学校のメリット作り、メリットといいますか、活性化するための、保障する為の予算の配分をどうするかとか、そういう学校に対する援助の在り方とか、そういうことですか？

事務局

だいたい東京都のほうで聞いていますのは、うちも今、通常の学校予算、いわゆる学校維持運営費と我々行政的に言っていますけれども、これは各学校の規模なり在籍数に応じて小中学校に配分をしています。それはたぶん全国だいたい同じやり方だと思います。東京都は、それとは別に、例えばいろいろな取り組み、多彩な教育活動に取り組むために、通常の予算だけでは当然限界がありますので、それに別枠で予算を渡すというのをすべての区ではありませんけれども、やっている区もあると聞いております。そういうのが支援体制の、それが全てではありませんけれども一つになりますので、今後、それは教育委員会議、教育委員会の中でも十分何が出来るのか議論しなければなりません、ただ、そういう観点が必要であることは事実ですので、それがこの項目の中ではきっちり出ていませ

るので、ちょっとその出し方を一度考えてみたいと思います。詳細な中身に関しましてはこの中で整理するよりは、引き続きの課題になろうかと思っています。

委員

その件については、学校活性化条例の中でかなり触れられてはいると思うんですけども、学校選択制の運用の仕方については、予算配分を具体的にどういう方向にするかとかいうほうが望ましいのかもしれませんが、校長の権限とか、メリットを作るための目標だとか、そういったことは学校活性化条例でするほうが良いのではないですか。

事務局

これだけではなくて、今仰ったように、他の施策、教育委員会として、全体の中でどう整理して学校をサポートするのかという考え方を整理する必要がありますので、そこはここで全部整理するのではなくて、引き続きの課題になると思います。

委員

2 ページの 7 の各手法の概要というところがありますけれども、かつこの 1 のマルの 2、学校選択制のメリットというふうに挙げられていますよね。あるいはその次の項目で、課題と対応という点があります。そういうような項目で、例えばメリットを出すためにはこういう施策が必要であろうとか、あるいは課題を克服するためにはこういう施策をこういうふうに重点にすべきであろうとか、そういう意見、提言を盛り込むことは可能だろうと思っています。

事務局

今、委員が仰ったように、そういうところに今のような項目を書いていくことは可能かと思っています。今日は項目だけですので、次回には今日のご意見を含めまして、またファシリテーターと整理をさせていただいて、中身の整理をしたいと思いますので、そこでのご意見をいただきたいと思っています。

委員

章立ての話ではないですが、今までの議論で、学校選択を出来るのは新 1 年からで、転校生は無理という話だったと思いますけれども、こういうフローを改めて見ていると、年長さんが 1 月に引っ越してきても手続きが間に合わないから選べないですね。

委員

そうなりますね。

委員

だから1年生からいけるという話でも、だいたいマンションが出来るのは3月で、20軒10階立てのマンションですと200軒ぐらいのマンションが出来てここの小学校区ですと。他の近隣の校区もあって、その子らもいるし頑張ってマンションを作って、で、実際に入居するのが2月か3月となったときに、やっぱり元から住んでいる子しか、申し込みの時期がどうしても10月とかなので、弾かれてしまうことになりかねると、やっぱり1年生でも弾かれるのか？ということになってしまう。

事務局

実際、そこは東京でもあると思います。だいたいマンションは春前にオープンするのが物件的に多いですから。そうすれば入居なり住民票の異動は、そこまで出来ません。今考えられるのは、東京のほうでも…、指定外就学の事由でひとつ、転居予定という項目があります。これは例えば7月ぐらいにマンションが完成する予定でそのマンションを購入されている方が、4月から新1年生に上がるお子さんをお持ちの方は、あらかじめ転居予定ということで指定外就学が許可されます。

その制度がきちんとそこへ入る方に分かってもらわないといけません。そういう制度はあるんですけども、入ってからそういう制度を知らなかったということになりますので、今後、そういうマンションに関しては、例えば販売業者を通じてチラシを配るなり、そういう周知をしっかりとしていかなければ、知っている人と知らない人とで損得が出るのはあまり良くないと思います。

委員

今の話はもちろん私も知っていますし、こっちの学校に来れるのはわかりますが、そのマンションへ入ることによって、「ここが選べる」という話が出るのかどうかです。

事務局

入居先のマンションからさらに選べるかどうかということですね？

委員

仮にうちの学校へ来る、それはそこへ通えるのはわかるけれど、例えばうちの区が隣接制を採用したら、こことここが選べるとなって、でも選びたいけれども手続き上、もう入居の頃には終わっているから、じゃあその頃までに入居が決まっているかいらないか、引っ越せるか引っ越せないかというのは、人気のマンションは抽選とかでギリギリまでわからない。お互いの手続きのギャップのところでどうなるのか。

事務局

手続き、事務的にどうするかということですが、基本的に今も指定外でそういう配慮をさせてもらっていますので、どういう書類を作るのか、あまり過度な書類を要求するつもりはありませんが、一定そういうことが明らかであれば、例えば現実的には希望を出すのは秋頃にならざるを得ないと思いますけれども、その時に希望を出してもらえような仕組みづくりを考えていかないといけないと思います。

委員

指定外と学校選択制の価値基準が違いますので。今の指定外で入ってくるのとはまた違う価値基準を入れようとしているので。

事務局

それは個々のこともありますけれども、複数の方の抱える問題でもありますので、実務の中では整理しないといけないと思います。実際いろいろご説明すると、こういうご質問も含めて挙げられてきますので、そういうのを一つでも挙げていただけると我々も助かります。

委員

同じような話で、20 年程前の話ですが地方から引っ越してきた時に、指定外やインターネットも無い時代の話ですけども、引っ越してきて目の前にある大きな学校に行けると思っていたら、ちょっと歩く、遠い1クラスしかない学校だったと。全学年1クラスで、方言があるし、6年間同じクラスで逃げようがなく完全にいじめられていたと、それがその子には経験になったんだろうと思いますが、そういう途中で入って来る人の選べる権利というのは非常に大事だと思います。

事務局

指定外就学は、転居の方は、転居したときに、それを全部説明して、保護者と相談していますが、これまででしたら、例えば今仰ったように目の前に学校があっても校区が違っているのであれば通えませんよという話だけで終わっていました。例えば今回、指定外基準を仮に緩和すると、そういうことの説明をして、保護者が目の前の近い学校に行きたいということであれば、転居時に選択、保護者の希望というお話を今後、聴いていくことになると思います。

転居のときは個々皆さん随時転居されて区役所で一定手続きをされますので、その時にお聴きをするということになると思います。また学校に聴くこともあると思いますけれども、学校長からもそういうことになっていますよという説明も併せてさせていただければと思います。

委員

それは指定外就学の許可基準に「より近い学校」ということが入った前提ですよね。

事務局

私個人的に言えば、どちらの制度も運用させるほうがいろいろな保護者の声を聴くことになるのかと思います。少なくとも指定校の変更というのは、転居とかは個々の事情ですけれども、流れとしてはそちらの緩和を先行しているというのが全国的な流れですので、そのところも併せて検討する必要があると思っています。他に何か項目で気になる点や抜けている項目がございましたらご意見をお願いします。

委員

どれが抜けているとかという指摘はすごくしにくいです。今までやってきた議論の中で、出てきた話題をこれにマッピングしていったって、マッピング出来ていないような議論が出てきたら、そういう項目があるんだろうと思いますので、そこで事務局が踏ん張っていただければと思います。そうでないと、このテーマについて議論しましょうとなっていたのが少しやっぱ横にそれてこんなことも思うとかいろんなことを議論してしまっているのが、すぐにこれはこうなんだよと頭の中でもマッピングしにくいので。今まで膨大な議論が出てきた中で、たぶんタタキはこれで良いと思います。それで、はまるかはまらないかまず1回当てていただくということが必要だと思います。

事務局

わかりました。そのへんの議論は次回から3回ぐらい取っておりますので、集中的にやりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員

たぶんいくつかあると思います、あぶれている項目が。ここにはまらない項目、確かにそのとおりだなという項目があると思います。確信持って言えないけれど。

委員

素朴にPTAとして感じるのは、この制度を作っていくうえで、東京の例もあるんですけども、実際これだけのことをしようと思えば、かなりの事務的な負担というのがありますよね。これは区役所側でほぼ行なっていただけるということなののでしょうか？学校と区役所との負担の率と言いましたらおかしいんですが。と言いますのは、今、子どもを通わせている親としては、いろいろ良いことをどんどん立ち上げていかれると、結局、現場の職員の数は変わらないのに、施策ばかりが増えていったって、それに追われてしまって実際に

通っている子ども達に目が行き届かなくなってしまうのが、親としてはどっちありきなかと思ってしまう。今、先生が休職されても中々講師の先生も来ていただけない状況で、誰かが代わりに空き時間に入るとかいうことが多くて、ともすれば教頭先生が、クラブ活動にまで目が行き届かないので見に行ってくださいたりしているような状態の中で、またこれの負担が来ると、結局、今の在校生にしわ寄せが来るのであれば、それはそれでひとつ問題かと思います。

事務局

今後の事務的な分は、先ほどもご意見をいただきましたが、特に区役所と教育委員会の中で十分に整理をさせていただきたいと思います。これに伴っての就学のシステムも変更をかけていかないといけませんので、これはちょっとこれからの作業になってきます。ただ、今仰ったように、学校に保護者が相談することもあるでしょうし、その場合は特に個々の教員というよりは、校長先生なり教頭先生が、こういう制度でこうですよ。ただ、具体的な手続きは別に学校でもらうものではありませんから、直接的には区役所と。体制をどうするかは、教育委員会と区役所の中で今後、要員の問題もありますので整理をしていきたいと思っています。個々の学校の先生がこれで過重な負担が増えることは考えられないかというふうに思っています。現場のほうで何かご心配がありましたら、そこは今後の運用の中で十分に配慮していきたいと思っています。

委員

でも、やっぱり教育委員会も区役所もそういうお声は真摯に受け止めないといけないと思います。これが学校選択制だけの議論に留めるかどうかということは考え方いろいろあると思いますが、確かに新しい制度が導入されたら問い合わせも増えるでしょうし、学校の先生方の負担が増えないということはありません。後はどれだけ増えるのかという議論で、この制度だけで捉えられないというのは区役所も同じで、逆に言うと、無駄な仕事も一杯やっているわけです、学校の先生方だって。やらなくても、こんな事まで先生がやっているのかということも事実あり、モンスターペアレンツの対応にもものすごい時間を費やしていて、マジョリティの子ども達の対応が出来ないとか、そういうことも同時に見直して行って、この学校選択制についても時間を割く必要があればそれはどんどん割いていただいて、でも人間、1日24時間しかありませんので無駄な仕事はできるだけ縮減をしていくという発想は、この際、この制度だけの問題としてではなくて、受け止めないといけないと思います。

事務局

完全に個々の教員の過重が増えるだけということにならないように、それは整理をさせていただきたいと思います。運用とか細かいところはこれから整理をしないといけません

ので、今仰っていただいた観点も十分頭に入れて整理をしたいと考えます。

委員

本当に大きな問題でして、即物的には、全ての教員の方にタブレット型の端末を持っていただいて、利用していただくというふうに第 1 陣としてやっているわけです。具体的に上がっています。ただそれで十分と言えるかというところではなくて、本当に先生方の事実上の超勤があつてはならないことで、超勤にストップをかけるという大きな発想というのも今後必要になってくるのではないかと思います。例えば、是非は別として、ある県だったら、この日とこの日はクラブ活動をしませんという日があるんです。それによって先生を早く帰そうという、あるいは明日の教科指導の準備をしてもらうというようなことをなさっているところもある。これもきちんとしていけな項目だろうと思います。

委員

時間も限られておりますので、先ほどマッピングの話がありましたけれども、項目として抜けているという話ではないのですが、扱いとして、この 7 のカッコ 1 の H で、学校選択のための情報提供という項目がありますが、これがこのレベルで良いのかどうかというのが考えるところです。それは先ほどの委員の話で思い付いたのですが、学校長の権限がどうかということはもちろん大切なことですが、情報提供の一つとして、学校長の方針というか、この学校はこういう方向でやっていくんだという、学校長の方針、学校の教育方針というのは、学校の情報提供の一つになり得るだろうと。選択しなければいけない児童の側からすれば、そう思います。それから学力テストの開示というか、学力についての情報提供についても熟議の中で議論があったと思いますので、情報提供すべきかどうかという観点で言えば、ありとあらゆる情報が児童生徒に提供されたうえで、選択を求めていくという在り方が正しいかと思っています。そういう過去に熟議で費やした時間を考えると、この項目 7 のカッコ 1 の h に留めておくことが適切なのかという気がします。もう少し、児童生徒に対する情報提供ということは、課題としては大きなテーマではないかという気がしております。

事務局

その項目だけでなく、熟議でいろいろご意見を頂いている項目、たっぷり頂いている項目もございます。うちのほうで削減するのではなく、項目によりまして記述の量に差があるということは出てくると思いますし、今仰っていただいたような、情報提供に関しましても考えられることはすべて書いていこうと思います。例えばテストの扱いも含めまして、そこはもう一度そこを踏まえて教育委員会の中でもしっかりと揉まさせていただきます。この後、整理をしますが、熟議の中では当然この間議論していただいたところ、先ほど委員からご意見もありましたが、上手く入らない項目、そのあたりは我々も苦慮する

んですけれども、明確にここで関連して入るであろうという項目は、できる限りその中に盛り込んでいきたいと思っていますので、それも来週見ていただいて不十分な点があれば仰っていただきたいと思います。今のところを踏まえてもう一度整理をしたいと思います。

ファシリテーター

しかし、あまり情報は提供しないほうが良いと思います。中学校だったらどこの高校に何名入ったとか、進学率だとか、そういうものまで情報提供の情報になるとすれば、何か選択を煽るようになってしまうのでは。

委員

でもそれはたぶん学校が出さなくても、親の中でそのへんの話というのはすごく流れていますので。別にそこは。

ファシリテーター

それはしょうがないですね。

委員

私は思うんですけれど、抽選、選択できるというのは、これは私立ではありませんので、僕はどちらかというと、親が学校の事も考えようよということのひとつのキーになれば良いなという程度だと正直思っています。選択というのが前面に出ていくと、何故行けないのかという話になってしまうと思います。

事務局

情報提供で言いますと、以前も見ていただいた東京の各教育委員会で作っている学校案内とか、うちもあれに似た物は情報提供の一貫としてしっかり作って各ご家庭にお配りしないといけません。それは小学校、中学校ともに。それにはまず学校長の方針というのをまず明確に、学校ごとに。というのはあの冊子は学校ごとに整理をしてもらっていますので、各学校で作ってもらうときに、そういう観点もしっかり書いてもらうようお願いをするべきものと思います。ただ現状としては、東京都の中学校は大方の区で進学している高校、どういうところに卒業生が進学していますよと、学校名と人数だけですけれども、学校の紹介ページの中で書いているというのがどの区でも一般的に見られます。そういう問い合わせがあるであろうということは、先に学校案内でそういう情報を出すということもありますので、そこは、今後その案内冊子を校長会ともどうするかということのご意見を聴いていく必要があると思います。いずれにしても幅広い観点で情報を提供していくというところは押さえて、対応していく必要があると思います。

(荒川区、品川区等の中学校の学校案内を回覧)

事務局

中学校には、問い合わせもあるのでしょうか？

委員

実際に市内の中学校で進路の保護者説明会では言っていますよ、資料も提示して。言っている学校とそうでない学校があるかも知れませんが、実際に保護者の方への情報提供として、本校では、昨年度の実績としてどの学校に何名進学していますということは提示しています。

事務局

保護者も普通にご質問されると思います。

委員

私が思いますのは、個人のプライバシーに係わる情報は、当然控えないとダメだと思いますが、オープンにすべき情報はやはりオープンにして、いろんな判断をしていただくということが大事だと思います。気を付けないといけないのは、数字が一人歩きすると、そうするとこの前も出ていましたけれど、いわゆる風評ということで、違った評価になってしまうのはダメだと思いますので、数字への情報プラスいろんな学校の取り組みについての詳しい情報提供もしたうえで、正確な判断を保護者の方にしていただくと。これが大事だと思います。

事務局

そういう意味で言えば、いろんな情報を提供しなければ、変な憶測を呼んでしまうことにも繋がりがねませんので、そのへんの観点は他都市でやっている状況も踏まえて、我々も各現場の意見を十分聴いていこうと思います。他に特段何かあればお願いします。

委員

一つだけ、この学校選択制の制度について、これまで希望校を一つ書くというのが東京も全部そうですし、その前提でいっているんですけども、たまたま私が見つけたところで、政策研究大学院大学というのがありまして、そこのグループが学校選択制についてどういうデザインをしたら一番良いかということで研究されたものがありまして、それによりまずと希望校を複数書いたほうが児童・生徒さん達の満足度が高まるという結論を出されています。もちろんそれは、どんなに悪くても地元の学校に行けるというのを置いている

んです。それより悪い選択肢、結果になるということではなくて、その前に複数の希望校を1校だけ書いておくのではなく、何校か書いて優先順位を付けておくというやり方、そういうのが非常に良いという提言です。参考までに。ここに載るかどうかわかりませんが、実際に恐らく制度設計にあたっては、そういうところもですね、これまで1校、一つだけ希望を書くということで来ていましたけども、あるいはそういうところに踏み込むかもしれません。

委員

私もそれは賛成です。複数希望の制度設計というのは必要だと思います。

事務局

当然、いろいろなことが考えられますので、熟議は、いろいろな考えられることをできる限り、複数あれば併論していきたいと思いますので、今のことも含めて整理させていただきます。

ファシリテーター

申し訳ございません。時間が過ぎてしまっております。まだいろいろご意見がおありかと思いますが、このご意見については、この項目の変更、修正については、今日は、ご意見はありませんでしたので、このままの目次で進めて、事務局で内容をさらに説明を加えていただくと。それを踏まえて、次回検討できるように、事務局の方、頑張ってください。

委員

順番は変わるかもしれませんがね。情報提供の部分とかをもっと前にするとか。

ファシリテーター

どうも遅くまでありがとうございました。

(事務局より次回日程を連絡し、終了)